糸島市補助金設計書

所管課	文化課

補助金名称	民俗芸能保存会育成補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市文化財保護条例・糸島市文化財保護事業等補助金交付規定

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり
政策３_切れ目のない学習機会の充実
施策③_文化・芸術の振興

１ 補助の目的

　伝統的な民俗行事は一度廃れると再生することが困難であるが、様々な要因からその継続が危ぶまれている。よって、国、県及び市の無形民俗文化財に指定される伝統的な民俗行事の保存団体に対し、資金的な補助をすることにより、継続の阻害要因のひとつを軽減し、伝統行事を継承し後世に伝えることを目的とする。

２ 成果指標

指標①	民俗行事の実施回数			
目標値①	5	（単位）	回／年	

３ 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

国・県・市指定の無形民俗文化財

【補助対象者】

国・県・市指定の無形民俗文化財保存団体

４ 補助対象（外）経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する経費

【補助対象外経費】

人件費

５ 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 ％ 又は 分の

【積算根拠ほか】

糸島市文化財保護事業等補助金交付規定による

６ 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 5 年度 まで